

J-Coin Pay 契約関連文書-新旧対応表：（加盟店規約）

分類NO - 書式NO	NO	対象文書(旧文書名)	対象条項・箇所(旧名表示)	旧	修正（赤字箇所）
B-1	1	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	タイトル	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)
B-1	2	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第1条・第5条・第6条第2項⑨/ ⑩	「J-Coin Pay」	「J-Coin Pay」
B-1	3	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	①「本サービス」とは、当社が加盟店に対して提供する、加盟店における対象商品の代金決済をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。	①「本サービスアカウント」とは、当社が加盟店に対して提供する、加盟店における対象商品J-Coin PayアカウントおよびJ-Coin Liteアカウントの代金決済をコインで行うことを可能とするサービス総称をいいます。
B-1	4	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	③「加盟店サイト等」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト（対象商品の販売または提供を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。）または店舗をいいます。	②「加盟店サイト等」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト（対象商品の販売もしくは提供、または提供寄付金の募集・勧誘を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。）または店舗等をいいます。
B-1	5	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	④「寄付金」とは、加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、ユーザーが加盟店に贈与する金銭をいいます。
B-1	6	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑤「コイン」とは、J-Coin PayコインおよびJ-Coin Liteコインの総称をいいます。
B-1	7	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑥⑥「贈与債権」：ユーザーが加盟店に対し寄付金の支払にかかる贈与の意思表示を行うことにより発生する、加盟店のユーザーに対する寄付金の支払請求権をいいます。
B-1	8	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	④「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が承認した商品またはサービスをいいます。	④⑧「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が承認した商品またはサービスをいいます。
B-1	9	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑤「代金債権」とは、対象商品の対価として加盟店がユーザーに対して取得する債権をいいます。	⑤⑦「代金債権」とは、対象商品の対価として加盟店がユーザーに対して取得する債権をいいます。
B-1	10	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑥「ユーザー」とは、イシューが提供するJ-Coin Payサービスのすべての利用者をいいます。	⑥⑨「ユーザー「J-Coinサービス」とは、イシューが提供するJ-Coin PayコインもしくはJ-Coin Liteコインに関連する一切のサービスのすべての利用者をいいます。
B-1	11	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑦「アカウント」とは、ユーザーがJ-Coin Payサービスを利用するため、イシューより所定の手続きを経て付与されるユーザーアカウントをいいます。	⑦⑩「J-Coin Payアカウント」とは、ユーザーがJ-Coin Payサービスを利用するため、イシューより犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号、以下「犯収法」といいます。）に定める取引時確認の手続きを含む所定の手続きを経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Payサービスを利用するために使用されるものをいいます。
B-1	12	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑧「コイン」とは、ユーザーのアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。	⑧⑪「J-Coin Payコイン」とは、ユーザーのJ-Coin Payアカウントにおいて保有され、J-Coin Payユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済または寄付金の支払に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。
B-1	13	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑨「J-Coin Payサービス」とは、イシューが提供するコインに関連する一切のサービスをいいます。	⑨⑫「J-Coin Payサービス」とは、イシューが提供するJ-Coin Payコインに関連する一切のサービスをいいます。
B-1	14	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	⑩「二次アクワイアラ」とは、当社の委託を受け本サービスの全部または一部を提供する会社をいいます。	⑩⑬「二次アクワイアラ」とは、当社の委託を受け本サービスの全部または一部を提供する会社をいいます。

B-1	15	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑬「J-Coin Payユーザー」とは、J-Coin Payサービスのユーザーをいいます。
B-1	16	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑭「J-Coin Liteアカウント」とは、ユーザーが犯取法に定める取引時確認の手續を含まない所定の手續を経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Liteサービスを利用するために使用されるものをいいます。
B-1	17	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑮「J-Coin Liteコイン」とは、J-Coin Liteアカウントにおいて保有され、J-Coin Liteユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用することが可能（寄付金の支払には利用できないものとします。）なものとイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。
B-1	18	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑯「J-Coin Liteサービス」とは、イシューが提供するJ-Coin Liteコインに関連する一切のサービスをいいます。
B-1	19	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑰「J-Coin Liteユーザー」とは、J-Coin Liteサービスのユーザーをいいます。
B-1	20	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑱「本サービス」とは、当社が加盟店に対して直接または二次アクワイアを通じて提供する、甲における対象商品の代金決済または寄付金の支払をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。
B-1	21	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第2条 定義	新設	⑳「ユーザー」とは、イシューが提供するJ-Coinサービスのすべての利用者をいいます。
B-1	22	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第3条 加盟店の契約（条タイトル）	第3条 加盟店契約の締結	第3条 加盟店契約の締結および加盟店番号の通知
B-1	23	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第3条 加盟店の契約	2. 当社は、前項の手續によって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨および加盟店番号を通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で当社と申込者との間に加盟店契約が成立するものとします。	2. 当社は、前項の手續によって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録した 場合 、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨および加盟店番号を通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で当社と申込者との間に本規約に基づく加盟店契約が成立するものとします。
B-1	24	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第4条 コインでの決済	1. ユーザーがコインを代金決済に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手續を行わせるものとします。	1. ユーザーがコインを代金決済または寄付金の支払に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手續を行わせるものとします。但し、加盟店は、J-Coin Liteコインを寄付金の支払に利用させることはできないものとします。
B-1	25	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第4条 コインでの決済	2. ユーザーが対象商品の購入の際にコインでの代金決済を指定し、ユーザーおよび加盟店がみずほ銀行所定の手續を行った場合、イシューに対し、売上情報が送信されます。	2. ユーザーが対象商品の購入または寄付金の支払の際に、コインでの代金決済を指定し、ユーザーおよび加盟店がみずほ銀行所定の手續を行った場合、イシューに対し、売上情報が送信されます。
B-1	26	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第4条 コインでの決済	3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。	3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額または寄付金の額に満たないことを解除条件として、当社当行に対して当該対象商品の購入に係る代金債権または当該寄付金に係る贈与債権を譲渡するものとします。
B-1	27	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第4条 コインでの決済	4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。	4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金または寄付金の額に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権または贈与債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金または寄付金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。
B-1	28	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第5条 コインでの精算	2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後に債務不履行（契約不適合を含みます。）、<以下略>	2. 当社当行は、ユーザーと加盟店との間の対象商品もしくは寄付金の支払またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後決済または寄付金の支払後に債務不履行（契約不適合を含みます。）、<以下略>
B-1	29	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。また、当社が、加盟店に対し、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の提示または提出を求めた場合には、これに応じなければならないものとします。	① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売もしくは提供または提供寄付金の募集・勧誘を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供もしくは寄付金の募集・勧誘を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。また、当社当行が、加盟店に対し、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の提示または提出を求めた場合には、これに応じなければならないものとします。
B-1	30	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	② 加盟店は、ユーザーからの対象商品に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任においてユーザーからの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。	② 加盟店は、ユーザーからの対象商品または寄付金の支払に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任においてユーザーからの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。

B-1	31	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	③ 加盟店は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。	③ 加盟店は、対象商品の提供または寄付金の募集・勧誘にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。
B-1	32	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	④ 加盟店は、加盟店サイト等その他加盟店が発信するツール（店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。）においてコインにより対象商品の代金決済を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。	④ 加盟店は、加盟店サイト等その他加盟店が発信するツール（店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。）においてコインにより対象商品の代金決済または寄付金の支払を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がユーザーがコインを不正に取得したとき、またはユーザーが不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。
B-1	33	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	⑤ 加盟店は、ユーザーがコインによる対象商品の決済を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとします。	⑤ 加盟店は、ユーザーがコインによる対象商品の決済または寄付金の支払を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとします。
B-1	34	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第1項	⑦ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みがある場合には、当社に通知し、当社の指示がある場合には当該指示に従うものとします。	⑦ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社当行が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みがあるみもしくは大量もしくは多額の寄付がある場合には、当社当行に通知し、当社当行の指示がある場合には当該指示に従うものとします。
B-1	35	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第2項	① ユーザーに不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。	① ユーザーに不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済または寄付金の支払を許容する行為。
B-1	36	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第2項	② ユーザーにアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。	② ユーザーにアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済または寄付金の支払を許容する行為。
B-1	37	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第6条 加盟店としての遵守事項第2項	⑩ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。	⑩ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。なお、加盟店が事前に当社の承認を得た宗教団体である場合はこの限りではありません。
B-1	38	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第9条 債権譲渡対価	第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。	第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額または贈与債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。
B-1	39	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第14条 反社会的勢力の排除第1項	④ 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること	④ 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
B-1	40	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第18条 損害賠償	2. 加盟店は、加盟店の営業（加盟店サイト等の運営、対象商品の販売または提供を含みますが、これらに限りません。） <以下略>	2. 加盟店は、加盟店の営業（加盟店サイト等の運営、対象商品の販売もしくは提供、または提供寄付金の募集・勧誘を含みますが、これらに限りません。） <以下略>
B-1	41	J-Coin Pay加盟店規約(For Use of Acqs)	第22条 加盟店への通知	2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品および加盟店サイト等については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。	2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社当行に届け出るものとします。ただし、対象商品、寄付金および加盟店サイト等については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。

J-Coin Pay 契約関連文書-新旧対応表：（加盟店アプリ規約）

C-1	1	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	タイトル	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約
C-1	2	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	第2条⑤/⑥/⑧・加盟店情報の取り扱いに関する同意事項 (1) ①/②・(2) ①/⑤/⑥	「J-Coin Pay」	J-Coin Pay
C-1	3	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	第2条①/⑦・第4条・第5条1/2・第11条1/4	代金決済	代金決済または寄付金の支払
C-1	4	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	第2条 定義	新設	⑩「寄付金」とは、加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、ユーザーが加盟店に贈与する金銭をいいます。
C-1	5	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	第12条 端末アプリ等に係る禁止事項	⑮ 宗教活動または宗教団体への勧誘に端末アプリ等を利用する行為。	⑮ 宗教活動または宗教団体への勧誘に端末アプリ等を利用する行為。なお、加盟店が事前にアクワイアラの承認を得た宗教団体である場合はこの限りではありません。
C-1	6	J-Coin Pay加盟店アプリケーションおよびポータルサイト利用規約	第22条 海外決済サービスの利用	加盟店は、当行が認める海外決済事業者または当該海外決済事業者が認める者（以下「海外決済事業者等」といいます。）が承認した場合には、海外決済事業者等が提供する代金決済サービスを日本国内で利用するに際し、端末アプリ等を利用することができます。この場合、加盟店は、当行が代金決済サービスごとに別途定める特則に同意の上で端末アプリ等を利用するものとします。	加盟店は、当行が認める海外決済事業者または当該海外決済事業者が認める者（以下「海外決済事業者等」といいます。）が承認した場合には、海外決済事業者等が提供する代金決済等に関するサービスを日本国内で利用するに際し、端末アプリ等を利用することができます。この場合、加盟店は、当行が代金決済サービスごとに別途定める特則に同意の上で端末アプリ等を利用するものとします。